

長野県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年7月30日

長野県監査委員

東方久男

高見澤賢司

望月雄内

柿沼美幸

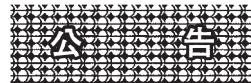
1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
米田正巳	埼玉県川口市戸塚3丁目24番19号
鶴川正樹	神奈川県横浜市都筑区北山田3丁目24番9号
宮本和之	東京都日野市大字上田255番地の13
服部夕紀	東京都文京区千駄木2丁目31番3-1204号
阿部かおり	東京都墨田区緑3丁目23番8号
遠藤ちはる	千葉県市川市市川南1丁目3番5-205号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成19年7月30日から平成20年3月31日まで

監査委員事務局



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月30日

長野県知事 村井仁

1 申請のあった年月日

平成19年7月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひなたぼっこ

3 代表者の氏名

森正明

4 主たる事務所の所在地

諏訪郡富士見町富士見11650番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、介護の必要な高齢者及び障害者と家族に対し介護支援事業を行い、保健、医療、福祉の増進を図る活動を行うと共に、高齢者及び障害者の暮らしやすい地域、まちづくりに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年7月30日

長野県知事 村井仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

庄内ショッピングタウンA街区

松本市庄内土地区画整理事業地内12街区

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社アップルランド

松本市大字今井7155-28

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

株式会社シナノポリ

長野市稲里町田牧1607-5

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称（氏名）及び住所

株式会社アップルランド

松本市大字今井7155-28

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

株式会社シナノポリ

長野市稻里町田牧1607-5

株式会社ライトオン

茨城県つくば市吾妻1-1-1

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年3月18日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,265平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 603台

(2) 駐輪場の収容台数 50台

(3) 荷さばき施設の面積 252平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 84立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社アップルランド	午前9時	午前0時
株式会社綿半ホームエイド	午前9時30分	午後8時
株式会社シナノポリ		24時間
株式会社ライトオン	午前9時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 8か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	荷さばきを行うことができる時間帯
1	午前7時から午後8時まで
2	午前6時から午後7時まで
3	午前6時から午後7時まで
4	午前6時から午後7時まで
5	午前2時から午後8時まで
6	午前2時から午後8時まで

8 届出年月日

平成19年7月17日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成19年7月30日から平成19年11月30日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年7月30日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

庄内ショッピングタウンB街区

松本市庄内土地区画整理事業地内22街区

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

株式会社とをしや薬局

安曇野市穂高6061

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称（氏名）及び住所

株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

株式会社とをしや薬局

安曇野市穂高6061

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年3月18日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,114平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 87台

(2) 駐輪場の収容台数 15台

(3) 荷さばき施設の面積 120平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 27立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社しまむら	午前10時	午後7時
株式会社とをしや薬局	午前10時	午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後8時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	荷さばきを行うことができる時間帯
1	24時間
2	24時間
3	午前9時から 午後4時まで

8 届出年月日

平成19年7月17日

- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間
平成19年7月30日から平成19年11月30日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日)

付け12産振第137号) 様式第8号による。

- 12 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成19年7月30日

長野県知事 村井仁

更新年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
平成19年7月23日	平成19年8月12日から 平成22年8月11日まで	長野県第884号	乾燥菌体肥料	SH-1号	窒素全量 4.5% りん酸全量 2.0% その他の規格 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	信州ハム株式会社 長野県上田市下塩尻 950
平成19年7月23日	平成19年8月12日から 平成22年8月11日まで	長野県第885号	混合有機質肥料	有機4-3-1	窒素全量 4.0% りん酸全量 3.5% 加里全量 1.0% その他の規格 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社イトウ精麦 長野県長野市篠ノ井布施高田734

農業技術課

公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。

平成19年7月30日

長野県知事 村井仁

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜 疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成19年7月4日	患畜	1	上伊那郡箕輪町
		平成19年7月6日	患畜	1	下伊那郡阿南町

畜産課

公告

県営大平2号池地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年7月30日

長野県知事 村井仁

- 1 縦覧に供する書類

県営大平2号池地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間

平成19年7月31日から8月27日まで

- 3 縦覧の場所

東筑摩郡麻績村役場

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年7月30日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成19年度森林地理情報システム構築事業技術監理業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成20年3月27日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 最低制限価格

設定なし

(6) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 次のいずれかに該当する者を配置できる者であること。

ア 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第7条第1項の規定による情報処理技術者試験のうち、システムアナリスト試験、プロジェクトマネージャ試験又はシステム監査技術者試験に合格した者

イ ITコーディネータとして、特定非営利活動法人ITコーディネータ協会の認定を受けた者

ウ 公認システム監査人又はシステム監査人補として、特定非営利活動法人日本システム監査人協会の認定を受けた者

エ GIS 1級として、社団法人日本測量協会の測量専門技術認定制度の認定を受けた者

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ

先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県林務部森林政策課

電話 026 (235) 7269

なお、入札説明書は、上記の場所で交付するほか、インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/rinmu/rinsei/kashokai.htm>）からダウンロードすることもできます。

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限、提出方法及び提出先
ア 受領期限 平成19年8月9日
イ 提出方法及び提出先 入札説明書のとおり

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年8月10日 午前11時30分
イ 場所 長野県庁 西庁舎403会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

平成19年度森林地理情報システム構築事業空間データ整備第1号業務委託契約、平成19年度森林地理情報システム構築事業空間データ変換第1号業務委託契約及び平成19年度森林地理情報システム構築事業空間データ変換第2号業務委託契約の相手方となったものの入札を除き、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもってした入札のうち、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 入札に当たっての留意事項

(1) 4の(8)の決定を受けた者は、平成19年度森林地理情報システム構築事業システム開発業務及び平成19年度森林地理情報システム構築事業空間データ整備第2号業務委託契約の相手方となることができないものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

森林政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月30日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

長野県

2 都市計画事業の種類及び名称

飯田都市計画道路事業 3・4・16号下山妙琴原線

3 事務所の所在地

飯田建設事務所（飯田市追手町2-678）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

飯田市鼎上山地内

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月30日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

長野県

2 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画道路事業 3・4・46号出川双葉線

3 事務所の所在地

松本建設事務所（松本市大字島立1020番地）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

松本市出川町、芳野及び双葉地内

(2) 使用の部分

松本市芳野地内

都市計画課

公告

東筑摩郡筑北村による筑北地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成19年7月30日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

1 縦覧に供する書類

(1) 条例の写し

(2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年7月31日から8月27日まで

3 縦覧の場所

東筑摩郡筑北村役場

農地整備課

公告

平成19年7月19日、南佐久郡南相木村による南相木地区的土地改良事業の施行について同意しました。

平成19年7月30日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

農地整備課

公告

更級郡上山田町漆原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成19年7月30日

長野県長野地方事務所長 片山 昌男

理 事

新 任

氏 名	住 所
鹿田辰幸	千曲市大字上山田1386番地
渡島秀男	千曲市大字上山田987番地3
田島健	千曲市大字上山田653番地
若林嘉夫	千曲市大字上山田1990番地
山崎幸重	千曲市大字新山1294番地
寺沢喜三治	千曲市大字新山1019番地8
立川和男	千曲市大字新山1022番地
金原辰雄	千曲市大字上山田1266番地
飛田秀樹	千曲市大字上山田1243番地
合津昌雄	千曲市大字上山田939番地7

退 任

氏 名	住 所
宮原哲雄	千曲市大字上山田992番地
竹内正雄	千曲市大字上山田1982番地
坂井常孝	千曲市大字上山田1273番地
宮原泰榮	千曲市大字上山田707番地3
宮下庫藏	千曲市大字新山669番地1
堰口文雄	千曲市大字新山1224番地
山崎新太郎	千曲市大字新山1051番地
立川宣次	千曲市大字新山1054番地9
若林孝美	千曲市大字上山田1461番地
小平正俊	千曲市大字上山田1221番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
鎌原賢司	千曲市大字上山田2117番地
西沢正幸	千曲市大字上山田2531番地

退 任

氏 名	住 所
坂田悦夫	千曲市大字上山田2173番地3

若林甫汎 千曲市大字上山田2383番地

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年7月30日

長野県松本地方事務所長 鎌田泰太郎

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

電子複合機1台（附属品及び用紙以外の消耗品を含む。）

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成19年8月27日から平成24年8月26日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 納入場所

松本市大字島立1020

長野県松本地方事務所 農地整備課

(5) 入札方法

複写1回当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字島立1020

長野県松本地方事務所農地整備課

電話 0263（40）1918

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年8月20日（月）午後2時

イ 場所 長野県松本合同庁舎 401号会議室

(3) 郵送入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を平成19年8月10日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。

なお、開札日の前日までの間に競争入札参加資格確認申請書及び確認書類に關し照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年7月30日

長野県佐久地方事務所長 木曾茂

1 許可番号 平成19年4月6日

長野県佐久地方事務所指令18佐地政第18-24号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市取出町字仲道159-1、159-2、160、161

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市取出町561-5

佐久土地開発有限会社 取締役 竹内規子

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年7月30日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

- 1 許可番号 平成19年7月2日
長野県上伊那地方事務所指令19上伊地建第11-7号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
伊那市西箕輪4000-69
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上伊那郡箕輪町中箕輪11948
箕輪建設工業株式会社 代表取締役 白鳥和夫

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年7月30日

長野県松本地方事務所長 鎌田泰太郎

- 1 (1) 許可番号 平成19年6月4日
長野県松本地方事務所指令19松地建第34-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘郷原字桔梗ヶ原1762-350、1762-517、1762-518、大字広丘高出字桔梗原1486-277、1486-935
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘郷原1765-89 塩原孝訓
- 2 (1) 許可番号 平成19年5月10日
長野県指令18建第5-16号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科高家5172-15の内、5172-17、5172-24
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科高家5172-15
有賀嘉七、有賀敬二
- 3 (1) 許可番号 平成19年5月10日
長野県指令19建第25-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科17
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科455-1
有限会社双葉興産 代表取締役 小林賢満

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年7月30日

長野県長野地方事務所長 片山昌男

- 1 許可番号 平成19年6月25日
長野県指令19建第26-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字米持字金之割13-3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字米持555-3 田中秋子、田中徹

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年7月30日

長野県長野保健所長 西井中子

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野保健所・長野消費生活センター庁舎消防設備点検業務委託
 - (2) 役務の特質
長野保健所・長野消費生活センター庁舎の消防設備点検業務
 - (3) 履行期間
平成19年9月1日から平成20年3月31日まで
 - (4) 履行場所
長野市大字中御所字岡田98-1
長野保健所・長野消費生活センター庁舎
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 消防設備士又は消防点検資格者を3人以上有し、そのうち少なくとも1人の消防設備士を有している者であること。
 - (5) 過去に、同規模の施設で消防設備点検業務を誠実に履行した

実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本社又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字中御所字岡田98-1

長野県長野保健所総務課

電話 026 (223) 2131 内線113

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年8月28日(火) 午前10時

イ 場所 長野県長野保健所 201、202号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年8月10日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

医療政策課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年7月30日

長野県教育委員会教育長 山口利幸

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パソコンコンピュータ451台及び付属機器一式の賃借

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県教育委員会事務局教学指導課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成19年6月26日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 エブソン・ソリューションズ株式会社長野営業所

(2) 所在地 長野市大字鶴賀緑町1403-3

5 落札金額

1月当たりの賃借額 1,165,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成19年5月17日

教学指導課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成19年7月30日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
9月4日(火)	午後1時から午後4時まで	丸子会場	上田市上丸子1488 丸子文化会館	90名
9月9日(日)	午後1時から午後4時まで	松本会場	松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	60名
9月13日(木)	午後1時から午後4時まで	伊那会場	伊那市伊那部5053 伊那公民館	90名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月

以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成19年7月30日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
9月22日 (土)	午前10時 から 午後4時 まで	長野会場	長野市大字鶴賀緑町 1647 長野市民会館	50名

3 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、 正誤式による考 査を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課